

2019年3月定例会 本会議質問と当局答弁

2019年 3月 6日 (水)

◎荒川 徹議員の会派質疑と答弁(60分)

- 1、新成長戦略について
- 2、「下関北九州道路」について
- 3、「行財政改革」について
- 4、子ども医療費助成制度の改善について
- 5、国民健康保険料の引き下げについて
- 6、自衛官募集について
- 7、選挙費について



◎荒川徹議員への答弁

- 北橋市長（新成長戦略に関連して）（下関北九州道路）
- 建築都市局長（下関北九州道路）
- 企画調整局長（公共施設の値上げ、有料化など）
- 子ども家庭局長（子ども医療費の拡充）
- 福祉保健局長（国民健康保険の引き下げ）
- 市民文化スポーツ局長（自衛官募集）
- 行政委員会事務局長（選挙についての二つの質問）

◎荒川徹議員第2質問（自衛官の募集）

- 市民文化スポーツ局長の答弁

◎荒川徹議員第3質問（下関北九州道路）

- 建築都市局長の答弁

◎荒川徹議員第4質問から第5質問まで（下関北九州道路）

- 建築都市局長の答弁

◎荒川徹議員第6質問（子ども医療費助成制度）

- 子ども家庭局長の答弁

◎荒川徹議員第7質問（子ども医療費助成制度）

- 市長の答弁

◎荒川徹議員第8質問（国民健康保険）

■保健福祉局長の答弁

◎荒川徹議員第9質問

以上

2019年3月定例会 本会議 会派質疑と当局答弁

2019年 3月 6日(水)

◎荒川 徹議員の会派質疑と答弁(60分)

日本共産党の荒川徹です。会派を代表して質疑を行います。

◎新成長戦略について

最初に、「新成長戦略」の進捗状況について尋ねます。

この戦略で本市は、2019年度までに2万人の新たな雇用創出を掲げ、2020年度までに、市民所得の政令市中位への向上と、市内総生産4兆円の実現をめざしています。

そこです、新たな雇用創出の取り組みについて尋ねます。2015年度から17年度までの3ヶ年合計の雇用創出実績は12,915人で、順調に推移しているとしています。

かねてより市長は「安定した雇用の確保を重視」とし、3期目の選挙公約では「非正規雇用の社員を正規雇用とする企業に対し、国の助成金制度などを活用しつつ、市としても支援に努めます」としていました。

3ヶ年の雇用創出の実績12,915人の内訳は、アンケートへの回答があった分のみに限っては、正規雇用が約30%で、非正規雇用が約70%とのこと。あらゆる方策を駆使して、正規雇用の拡大をはかるべきだと思いますが、市長の見解を尋ねます。①

合わせて、「政令市中位への市民所得の向上」、「市内総生産4兆円の実現」の目標達成に向けた2019年度の取り組みと見通しについて、市長の見解を尋ねます。②

◎「下関北九州道路」について

次に、「下関北九州道路」について尋ねます。

市長の「4期目の政策大綱」では、「関門トンネル開通60年、関門橋45年の現状をふまえ、災害時の代替機能の確保、観光・経済・物流の活性化等の観点から」、下関北九州道路の整備促進について国への要望活動を続けるとし、マスコミは、「下関北九州道路、争点に浮上」と伝えました。

2019年度一般会計暫定予算には、負担金として約215万円が計上されています。

これまでわが党は、「下関北九州道路」構想について、必要性、採算性、安全性の観点から、再三にわたって疑問を提起し、中止を求めてきました。

昨年9月議会では、「赤字を前提にしているのか」というわが党の質問に建築都市局長は、「民間部分、PFI的な手法の部分では、いわゆる通行料金だけではなくて、民間のいろいろなノウハウの中で収益をあげていくという部分があるので、そのなかでスキームを考えていく必要がある」と答えました。

昨年12月定例会で私は、「建設促進協議会」が「必要性検討調査報告書」で示した推計式にあてはめれば、「概算の事業費は算出可能ではないか」と質問しました。これに対し建築都市局長は、それが事業費を考えるうえで大変興味深い知見であるとして、「今後は今回

の知見も参考にしながら、引き続き調査・検討を進めていきたい」と答弁しました。

そこで、「下関北九州道路」の事業費について尋ねます。今後調査・検討をすすめるうえで、建設費、及び完成後の維持管理費の本市負担に関する前提条件についての市長の見解を尋ねます。③

建築都市局によると、関門断面の関門橋と関門国道トンネルの設計上の一日当たり通行可能な車両台数は合計約 84,000 台で、2017 年度の一日平均通行台数は、関門橋と関門国道トンネルを合わせて約 65,000 台となっており、十分余裕がある状況です。

新たなルートができれば、通行車両が分散し、既存の関門トンネル、関門橋の通行量が減少し、採算上、通行料金にも影響が出ることが懸念されます。既存の関門トンネル、関門橋を管理している NEXCO との協議について、答弁を求めます。④

今回の市長選挙で市長は、政策大綱に盛り込んでいた「下関北九州道路」を、選挙公報でも、選挙活動用ビラでも、一切触れていません。確認団体の政治活動用ビラでも記述はありませんでした。本来は、今回の選挙戦で正面から政策提起し、論戦を展開するなかで有権者の審判を仰ぐべきだったと、事実上論戦を回避したと批判する市民の声があります。

こうした市民の批判について、市長の見解を尋ねます。⑤

◎「行財政改革」について

次に「行財政改革」について尋ねます。

4 期目の政策大綱でも市長は、「行財政改革は立ち止まらない」として、公共施設マネジメントの確実な実施などの「行財政改革を着実にすすめる」としています。

本市は来月から「公の施設」の使用料値上げ等を行おうとしています。1 月の市長選挙の際、町内でソフトバレーボールのチームをつくり、小学校の体育館で練習しているという市民から、来月からの有料化について意見をいただきました。

「高齢者にとって痛い支出です。自治会活動、クラブ活動が活発になるようにするのが市長、議会の仕事ではないでしょうか。下関北九州道路より、市民生活、健康対策を先にしてほしい」という声です。昨年 of 市民意識調査でも、6 年連続で「高齢化社会対策の推進」が市政要望の第一位となりました。私は、高齢者の健康の維持増進と積極的な社会参加を目的に実施している年長者施設利用証による減免制度を、現行どおり維持することを求めてきましたが、本市の対応は高齢者に冷たいのではないのでしょうか。

採算のとれない大型公共事業への税金投入を見直して、市民生活、健康対策を優先するために、「公の施設」の使用料値上げ、学校施設の有料化、年長者施設利用証の減免の縮小等を中止することを求め、市長の見解を尋ねます。⑥

◎子ども医療費助成制度の改善について

次に、本市の子ども医療費助成制度について尋ねます。

全国の 86% の自治体が通院の助成対象を中学校卒業までとしており、わが党は本市の制

度も通院対象を中学校卒業まで拡大するよう繰り返し求めてきました。また、本市では1ヶ月、1医療機関当たり、3歳以上就学前までが500円、小学生が1,200円の自己負担を求めています。2019年度からこれを更に引き上げようとしています。全国の6割以上の自治体で自己負担なしという状況です。

これまで市長は、「財源の確保が大きな課題であり、引き続き国や県への助成拡充への働きかけを行っていききたい」としていました。今回の市長選挙で市長が示した政策大綱では、「中学生の通院医療費の助成など、子ども医療費の拡充については、引き続き国や県へ要望しつつ」、「検討します」としています。

「引き続き、国や県へ要望しつつ検討」というのは、仮に国や県が当面助成を拡充しなくても、市独自の制度改善を検討するということでしょうか。

全国の流れから大きく遅れている本市の制度を抜本的に改善し、とりあえず通院を中学校卒業まで拡大するとともに、一部自己負担は廃止すべきです。そして、その次の段階で、18歳まで対象を拡大することを求め、市長の見解を尋ねます。⑦

次に、国民健康保険料の引き下げについて尋ねます。

市長は、政策大綱の「高齢者にやさしい街づくり」の項で、食生活の改善、社会参加の促進、健康診断の勧奨など、市民の健康づくりの取り組みによって、オール北九州で健康寿命を2歳延伸する市民活動を支援するとしています。一方、多くの市民が国民健康保険や介護保険の高い保険料負担に苦しんでおり、わが党はこれまで再三にわたって改善を求めてきました。

私は、12月の議会で全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体が、他の医療保険加入者より所得が低い国民健康保険の保険料が高く、負担が限界になっているとの認識のもとに、国民健康保険の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けていること、2014年には、公費を1兆円投入して、協会けんぽ並み負担率にすることを政府・与党に求めたことを紹介しました。

わが党は、公費1兆円の投入によって、「人頭税」と同じ「均等割」「平等割」の廃止が可能であり、協会けんぽ並みの負担率にすることができると政策提起しています。改めて、この提案について市長の見解を尋ねます。⑧

次に、国民健康保険料の滞納による保険証の取り扱いについて尋ねます。

保険料滞納により保険証が発行してもらえず、窓口負担が10割となれば、医療にかかれず重症化、最悪の場合は命を失うという例が全国的に問題になっています。政府は、国保加入者が市町村の窓口で、「医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時支払いが困難である旨の申し出を行なった場合」は、「特別な事情」に準ずるとして、「短期保険証」を交付することができるとし、市町村に通知を出しています。

そこで、この通知にもとづく本市の対応の現状について、答弁を求めます。⑨

◎自衛官募集について

次に、2019年度の自衛官募集の事業について尋ねます。

わが党は、地震、台風、豪雨、など相次ぐ自然災害で被害を受けた地域において、自治体の要請にもとづいて多くの自衛隊員が派遣され、人命救助と復旧、復興のために昼夜を分かたず、懸命の努力を尽くし、大きな役割を果たしていることに対し、この場を借りて心から感謝申し上げ、敬意を表するものです。

一方、自衛官募集について、「自治体の6割以上が協力を拒否している」とする安倍首相の発言が、物議を醸しています。安倍政権のもとで、憲法違反の安保法制が強行され、南スーダンでの日報隠ぺい問題では自衛隊の海外派遣の危険な任務が明らかになるなか、現職自衛官からも「災害現場での人命救助にやりがいを感じて入隊したのに、こんなはずではなかった」という声が聞かれる状況です。

自衛隊からの個人情報提供要請については、2003年のわが党の国会質問に対し、当時の総務省自治行政局長が、住民基本台帳法には「(自衛隊への)提供の規定はない」と明言しており、自治体に協力義務がないことを政府も認めています。

自衛隊法第97条は「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と規定しています。しかし同法施行令は、自治体が自衛官募集の広報などを行うことを定めていますが、名簿提供に関しては、防衛大臣は「都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」としているだけで、自治体に名簿提出の要請に応じる義務はありません。

安倍首相の発言は、この規定を踏み破り、若者の名簿を強制的にさし出せと言わんばかりです。私のところには、自衛隊から息子宛の募集資料が届いたという市民から、本人の知らないところで情報がやり取りされていることについて、「問題はないのか」という疑問の声寄せられました。

憲法9条1、2項をそのままにして自衛隊を書き込むという安倍首相の改憲論は、戦力不保持を規定した2項を死文化させ、海外での武力行使を無制限に可能にするものです。そうした下で適齢者名簿を強制的に提出させることは、若者を戦場に強制動員することにつながります。

そこで、個人情報の保護という観点から、名簿を差し出すことはしないとの立場を明確にすることを求め、見解を尋ねます。⑩

◎選挙費について

最後に、選挙費について尋ねます。

予算案には、福岡県知事・県議会議員、参議院議員通常選挙の費用が計上されています。1月の市長選挙は、市長選挙としては初めての18歳選挙権での実施ということで注目されました。選挙管理委員会は、イベント「カモン市長選」の実施、特設WEBサイトの開設や、「選挙を考える大学生のつどい」制作の選挙啓発動画をYouTube上で公開するなどに取り組みましたが、投票率は過去最低の33.48%という、残念な結果でした。

有権者の高齢化に伴い、年々投票所まで行くことが困難で投票できないという声も多く、今後さらに増加することが懸念されます。そこで、各区の1投票区当たりの宅地面積と投

票率を比較してみました。その結果、最も投票率が高かった八幡東区は、1 投票区当たりの宅地面積が 7 区の中で最小です。2 番目に投票率が高かった戸畑区は、1 投票区当たりの宅地面積が 2 番目に小さく、小倉北区を除くその他の区も、一定の相関がみられます。

市民の選挙権を保障し、今後投票率を向上させていくうえで、より身近なところで投票できるよう投票所の増設を検討することが必要であると考えます。

そこで、住民合意の形成に向けて情報提供や啓発活動など、計画的な取り組みが求められています。見解を尋ねます。⑪

最後に選挙公報について尋ねます。市長選挙の際に発行される選挙公報は、条例で投票日の 2 日前までに各戸に配付することになっています。

今回の市長選挙で、期日前投票で一票を投じたある有権者から、「投票が終わったあとに選挙公報が届いた。もっと早く配付できないのか」、「期日前投票所の見えやすいところに選挙公報を貼り出すなどの対応はできないのか」などの苦情や意見が寄せられました。

選挙公報の作成、配付についての見直しは、必要な法改正を選挙管理委員会として国に要望すること。独自の対応で改善する検討を求め、答弁を求めます。⑫

以上で、第一質疑を終わります。

◎荒川徹議員への答弁 ※第二質問以降の党議員の分は、基本的に要約。

■北橋市長（新成長戦略に関連して）

雇用創出の進捗であります。市の新成長戦略の推進によりまして、一番の目標であります「5 年間で 2 万人の雇用創出」という目標につきましては、計画を上回るペースで進捗しております。27 年から 29 年度の 3 年間で、12915 人の雇用創出であります。直近の国の労働力の調査によりまして、非正規雇用の形態を選んだ理由として、男女ともに「自分の都合の良い時間に働きたいから」というのがトップに来ております。男性は 27.7%、女性は 30.9%となっております。近年、個人の働き方のニーズが多様化しており、柔軟な働き方を選択できる社会を推進することが求められております。

一方で正社員として働く機会がないため、非正規雇用で働く、この 12.8%に上りますが、正規雇用を求める求職者への支援も重要であります。このため本市では、従来から若者ワークプラザの運営や、U I ターン就職支援、新卒者、中途採用者向けの合同会社説明会の開催など、正規雇用を望む求職者と企業とのきめ細かなマッチングを実施しております。

その結果、平成 29 年度は正規雇用が 1547 人、前年度比で 294 人増加しております。また正規雇用の拡大には、若者の離職を防止し、定着を図ることも重要であります。そのため早い段階から様々な仕事や地元企業に対する理解を深めるキャリア教育のイベントとして、北九州ゆめ未来ワークを行っております。昨年 8 月開催では、出店者が 121 団体、延べ参加者数は 7103 人となっております。また産学官の連携による大学公選制などの地元企業でのインターンシップであります。29 年度の実績は参加企業数延べ 113 社、参加学生数 226

人であります。

こうしたことなどを通じまして、仕事の内容を理解し、自分の適性に合った仕事を見つけることなど、就業意識の醸成に取り組んでいるところです。

一方市民所得の向上と市内総生産の拡大につきましては、今後日本の人口減少、少子高齢化などから右肩上がりの成長を実現することは厳しい状況にある中、あえて高い目標を掲げているところです。今後の産業政策におきましては、洋上風力発電をはじめ、環境、エネルギー分野などの地域の強みを生かした産業クラスターの形成をはじめ、新たな成長分野であるロボット産業の振興や、IT産業の誘致、またインバウンド需要の取り込みなどによる観光振興やマイスの推進など、経済成長に向けた政策をより一層進め、労働生産性を上げることで、企業が収益を上げ、賃金、雇用が増えるよう、好循環につながるとりくみを鋭意進めてまいります。

今後もグローバル社会の劇的な変化に弾力的に対応し、成長産業の育成、住みよさの認知度向上など、オール北九州でスピード感を持って取り組んでまいります。

（下関北九州道路）

次に下関北九州道路の論戦を回避したとの批判に対する見解を問われました。

下関北九州道路は、北九州市と下関市の都心部を結び、関門地域における既存道路ネットワークの課題の解消や、本州と九州を結ぶ大動脈である関門国道トンネル、関門橋の老朽化への対応、そして代替機能の確保、さらには循環型ネットワークの形成により、様々な分野における関門地域の一体的な発展を支える重要な道路であります。

そのためこの道路の実現に向け、山口県・福岡県・下関市そして本市の2県2市をはじめ、地元の関係者ととも長い間、政府に対して要望してきたところです。

現在、西日本の物流の大動脈である本州と九州の間の陸上交通は、関門海峡のほぼ同じ位置にある関門トンネル、関門橋の2本の道路のみで支えられております。不測の事態で同時通行止めとなった場合、陸続きであれば、時間はかかりながらも迂回通行は可能ですが、本州と九州の間の場合は、自動車交通が完全に遮断されることとなります。加えて関門トンネルは昭和33年3月の開通から60年、関門橋は昭和48年11月の開通から45年が経過しております。適切に維持管理していくため、定期的に全面通行止めや長期間の車線規制を伴う大規模補修が不可欠であり、その間はさらに一方の道路に負荷がかかることとなります。

また昨年7月の豪雨災害では、市内各所で甚大な被害が発生する中、九州縦貫自動車道と北九州都市高速が土砂崩れにより同時に通行止めとなったため、門司港を中心に、九州と本州を結ぶ交通が大混乱に陥りました。

関門間の安定した道路交通の確保は、平常時のみならず、不測の事態においても市民生活を守るうえできわめて重要であります。加えて平素から災害に強くしなやかな地域をつくっていくことが市長の責務との思いを新たにしているところであります。

下関北九州道路は、本市のみならず、関門地域、さらには日本全体にとって必要な道路であります。仮にすぐに事業化が決まったとしても、完成までには相当の時間がかかることか

ら、将来を見据え、市長として整備促進に向けたとりくみを着実に行ってまいりました。

今回の選挙でも、昨年12月に発表した4期目の政策大綱において、この考えを掲げております。また今年1月にチャチャタウン小倉で行われた民間主催の公開討論会の席上、下関北九州道路の必要性を訴えており、論戦を回避したとの指摘は当たりません。今後も下関北九州道路の一日も早い整備の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

■建築都市局長（下関北九州道路）

下関北九州道路は、昨年度から国の道路調査費補助を受け、地域において概略ルートと構造形式、整備手法の観点から検討を行っているところです。

整備手法の検討にあたっては、有料道路事業に加え、官民連携により民間のノウハウ、創意工夫を取り入れたPFI的手法による整備の手法を検討することとしております。

本年度は、PFI的手法の導入について検討を深めるため、経験やノウハウを有する企業に対して広くヒアリングを行い、本事業への参画に対する関心や技巧の把握、参入可能な条件等の整理を進めているところです。

今後は、ヒアリングやこれまでの整理を踏まえ、実現可能な事業スキームの要件等を整理しながら、PFI的手法や有料道路事業、一般道路整備などといった事業手法の中から、ベストミックスな解を探っていくこととなり、その際に公共、民間事業者、利用者の役割分担や負担についても明らかになるものと考えております。

現在、本年度の調査結果を取りまとめ中であり、まとめ次第、議会にもご報告することとしております。

また整備手法の検討の中では、下関北九州道路は、関門トンネル、関門橋と代替・補完関係であり、交通分担や料金収入面での関係性が高く、一体的運用を含めた整備手法の検討が必要と整理しているところです。

ご質問のネクスコとの協議については、現時点ではまだ具体的な協議を行う段階に至っておらず、さらに検討を進める必要があると考えております。

■企画調整局長（公共施設の値上げ、有料化など）

本市では行財政改革大綱に基づく公共施設マネジメント実行計画におきまして、施設の集約化と効率化、資産の有効活用などとともに、利用料金の見直しを基本方針の主としております。

受益と負担の原則に基づき、使用料や減免制度の見直しを行うこととしております。

今回の公の施設の使用料等の統一的な見直しや学校施設開放の有料化、は本市では初めての取り組みでありまして、市民に負担をお願いする政策でもあることから、市民の意見や議会での議論を踏まえ、丁寧に進めてまいりました。そして昨年6月の議会におきまして、関係条例の議決をいただいたところでありまして。

高齢者につきましては、健康の維持増進や積極的な社会参加という目的から減免を行ってまいりましたが、本市は政令市で最も高齢化率は高く、生産年齢人口の減少傾向も続いております。こうした状況のなか、現在の高齢者減免を継続した場合、世代間の負担の不均衡や

施設における公共サービスの提供に大きな影響が生じる可能性があります。

10 割減免で施設を利用されていた高齢者にとって、今回の見直しは新たな負担となりますが、回数券の割引率の拡大や、回数券・定期券等の新規の導入なども、減免の見直しに合わせて行うこととしております。

加えまして、高齢者の健康の増進をはかるため健康マイレージの景品に施設の利用券を追加することとしております。受益と負担による使用料の見直しは、公の施設におけるサービスを持続的に提供していくために必要な政策であり、条例改正以降も利用者への周知を図るなど、4月1日の施行に向け、遺漏のないようにとりくんでいるところであります。

■子ども家庭局長（子ども医療費の拡充）

安心して子供を生み育てることのできる環境づくりのために、子ども医療費支給制度が果たしている役割は大変重要だと考えております。

そこで平成28年10月に県の助成制度の見直しも踏まえて、小学校就学する前までとしていた助成対象を小学校6年生まで拡充するとともに、所得制限の廃止や現物給付の実施等の見直しを行い、子育て支援の充実を図ったところです。

また自己負担のあり方についても、制度改正にあたって慎重に検討を進めた結果、通院の自己負担については、3歳以上、就学前は1医療機関当たり、県の800円よりも低額の600円とし、さらに保護者の皆さんの負担感を少しでも軽減するために、本年3月までは経過措置を設け、500円といたしました。小学生は県と同額の月に1200円を上限としたものです。

一方で入院につきましては、小中学生を新たに無料とし、出生から中学校卒業まで負担なしとしたところです。

このように制度設計にあたってできる限りの努力を行っており、自己負担を廃止することは考えておりません。

なお、出生から中学校三年生までをトータルで見ると、制度改正前と比較して推計で子ども一人当たり約7万1千円の負担が軽減されており、保護者にとって経済的効果は大きいと考えております。

一方平成29年度の子ども医療費の助成額は29億7千4百万円となっており、うち一般財源は20億3千万円で、制度改正前と比べると、3億3千万円増加しております。通院医療費の助成を中学まで、またその次の段階で18歳まで拡充することについては、さらに対象分の経費が必要となるうえ、県の助成対象は小学校6年生までとなっており、全額一般財源で賄う必要があります。このために当制度の拡充は難しいと考えておりますが、引き続き国に対する助成制度の創設や、県に対する助成拡充の働きかけを積極的に行ってまいりたいと考えております。

■保健福祉局長（国民健康保険の引き下げ）

公費を1兆円投入することで、均等割り、平等割の廃止が可能であり、協会けんぽ並みの負担率にできる、ということで市長の見解をおたずねになりました。

市町村国保につきましては、被保険者の平均年齢が高い、一人当たり医療費が高い、こう

いった構造的な背景がありますので、所得水準が加入者は低い、ということがまずございます。

そのため、国は地方との協議を踏まえ、国保の県単位化に合わせて、平成27年度から毎年、約1700億円、平成30年度からはさらに約1700億円、合計3400億円の公費を毎年追加投入することとしているところであります。

本市といたしましては、今後も負担の公平化を図り、制度が長期的に安定したものとなるよう、国に対しまして、全国市長会や政令指定都市市長会、これらを通じるなどして、国庫負担割合のさらなる引き上げや医療保険制度の一本化などの改革を引き続き議論をしてみたいと、このように考えております。

なお、国民健康保険料は、経済力に応じて負担するという割合である応能割、それから受益に応じて負担する割合である応益割、これに振り分けて賦課しているところであります。本市では応能割につきましては、所得割、これが全体の47%でございますが、所得割として前年度の総所得金額が一定額を超える世帯に対して賦課しているところであります。

応益割の方につきましては被保険者一人当たりには賦課する均等割、これが全体の30%になりますが、それと1世帯あたりに賦課する平等割、これが全体の23%になります。これに分けて賦課しているところであります。

均等割、平等割の廃止は、応能割である所得割が付加されている世帯だけに負担を強いる、ということになりますので、保険制度の根幹である公平な保険料負担の原則から外れることとなり、困難ではないかと、このように考えているところであります。

次に医療費の一時支払いが困難であるとの申し出があった場合の、特別な事情に準じた短期保険証の交付について、本市の対応の現状について、お尋ねがありました。

災害など特別な事情がないにもかかわらず、保険料を滞納している世帯には、国民健康保険法の規定にもとづきまして、資格証明書を交付すると、いうことになっております。資格証明書の交付につきましては、平成20年12月の厚生労働省通知により、資格証明書の交付までに可能な限り短期保険証を活用し、滞納者との接触の機会の確保に努めることと、されました。

これに伴い本市でも、平成21年度から、まずは有効期限4か月の短期保険証を交付して、納付相談を促し、それでも滞納保険料の納付や納付相談がない場合に限り、資格証明書を交付している、というところでございます。

なお、災害や病気、事業廃止など、特別な事情がある場合には、資格証明書出なく、短期保険証を交付しているところです。例えば医療を受ける必要が生じ、かつ医療機関に対する医療費の一時支払いが困難である旨の申し出があった場合、こういった場合などについても、通知にもとづきまして特別な事情に準じた取り扱いを行っております。

区役所窓口での納付相談などにおきましては、滞納保険料の一部を支払っていただくことが、保険証発行の前提ではありますが、事情をよく聞き、特別な事情に当たれば、短期保険証を交付していると、いう実情でございます。

今年度の特別な事情による短期保険証の交付件数というのは、1月末現在で160件ある

わけですが、このうち46件は、災害や病気、事業の廃止など、特別の事情に類する事情という風に位置付けまして、交付対象となっております。

今後も特別の事情による短期保険証の交付につきましては、適正な運用に努めてまいりたいと、このように考えております。

■市民文化スポーツ局長（自衛官募集）

自衛隊は国防のみならず国際平和のための活動や、国内外の災害派遣など、わが国の平和と安全を確保するための重要な任務を担っております。本市におきましても、昨年の豪雨災害の際には、災害派遣により人命救助を行っていただくなど、自衛隊には市民の生命と財産を守るため、大変ご尽力をいただいているところでございます。

自衛官募集事務は地方自治法で定める法定受託事務でありまして、本市では市政だよりへの募集記事の掲載、区役所庁舎内での募集パンフレットやポスターの掲出、区役所ロビーや市が実施するイベントにおける、募集相談の臨時窓口の設置協力、自衛隊福岡地方協力本部長と市長との連名で自衛官募集相談員を委嘱するなど、募集活動の支援を行っているところでございます。

そこで名簿の提供依頼に対する本市の対応ですけれども、住民基本台帳法第11条第1項では、国の機関は法令で定める事務の遂行のために市長に対し、住民基本台帳のうち氏名、生年月日、性別、住所の閲覧を請求することができる、旨の規定となっておりますので、本市では住民基本台帳の閲覧により対応しているところでございます。具体的には自衛隊からの閲覧請求にもとづき自衛隊員に住民基本台帳の閲覧、転記を認めているところでございます。

そこで他都市の状況ですけれども、紙媒体での名簿提出が2市、宛名シールでの提供を来年度から予定しているのが1市、その他本市を含む17市が住民基本台帳の閲覧で対応しているところでございます。

本市といたしましては、今回の国での議論を受け、改めて他都市と情報交換を行うとともに、課題の整理などを行っているところでございます。

いずれにいたしましても、自衛隊が地域安全・安心を確保していくために、欠かすことのできない存在でございます。国での議論や他都市の動向なども注視しながら、検討してまいりたいと思っております。

■行政委員会事務局長（選挙についての二つの質問）

投票所の増設について、情報提供や啓発活動などの計画的な取り組みをとというご質問にお答えいたします。

投票所の設置にあたっては有権者数、地域の形状、投票所として適切なスペースの有無など、様々な事情を考慮し決定しており、適宜、投票区の創設、分割、再編に努めております。これまでも宅地開発等必要に応じて、地元の要望を伺いながら、投票所の増設を行ってまいりました。平成に入ってから、13カ所増設し、現在240カ所の投票所を設置しております。

また投票区内に投票所までの距離ができるだけ短く、坂道がないなど適当なスペースがあれば、地元と協議しながら常時投票所の見直しを行っております。投票所の増設や見直しにつきましては、今後とも有権者の利便性が向上するよう、地元の意見を伺いながら、個別の案件ごとに丁寧に対応し、投票に行きやすい環境づくりに努めてまいります。

続きまして、選挙公報の配布についてのご質問にお答えいたします。

選挙公報は立候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した文書で立候補届を受け付けた後に印刷配布を行うこととなるために、選挙公報が有権者に届く前に期日前投票を行う事例があることは認識しております。本市選挙管理委員会では、選挙公報をできるだけ早く確実に有権者に届けられるよう、配達地域指定郵便で全戸配布するとともに、選挙公報の原稿が完成し次第、ホームページに掲載しております。合わせて市政だよりで選挙公報の配布、及びホームページへの掲載をお知らせしております。

また期日前投票に来た有権者が選挙公報を手にとってみるができるように、投票所の入り口付近に備え付けるとともに、市民センターや図書館などにも備え付けております。一方、国に対しては、現在2日間となっている参議院議員及び、都道府県知事選挙の選挙公報掲載申請期間を一日短縮する法改正を、政令指定都市選挙管理委員会連合会を通じて、昨年6月に要望いたしました。

選挙管理委員会といたしましては、今後も期日前投票所での選挙公報の備え付け場所をわかりやすく表示するなど改善を行いながら、適切に対応してまいります。

◎荒川徹議員第2質問（投票所、選挙公報）

参政権、政治に参加する権利という言葉が辞書で引くと、まず選挙権と、いうのが出てくる。選挙権の保障というのは非常に重要な課題。投票に行きたい、いかなければならないと思っている方も、高齢化等で投票所に行けないという方が、年々増えている。これは投票所の増設とか環境整備を通じて、計画的、早急な対応が必要だと思うので、参政権を保障するという立場から考えていただきたいということを、要望しておきたい。

（自衛官の募集）

安倍首相はこれまで、自衛隊が憲法に明記されても何も変わらないと言ってきた。これに対して今回の安倍首相の発言、つまり「自衛官募集をめぐる、協力拒否という形で地方自治体でトラブルを避けるために、対応をとっていることも十分推測される」と。自衛隊を憲法に明記することによって、そういう空気は大きく変わっていくことを言われているわけですが、これはまさに憲法への自衛隊の明記で、自衛隊と自治体、それから個人情報との関係に重大な変化が起こると、いうことを自ら語ったものだと言わざるを得ない。これについて名古屋学院大学の教授で憲法学者の飯島重明氏が、「安保法制によって日本防衛に関係のない海外の武力行使が任務とされたために、敬遠される自衛隊への入隊を、自治体に協力させようとする安倍首相のような発想では、自衛隊の憲法明記によって最終的には、憲法上の組織である自衛隊の維持強化は、政府の憲法上の責務、などと政府が主張し、徴兵制を

実施する事態も危惧する必要がある」と、警告している。

京都市では、条例に基づく個人情報の利用停止請求が行われた場合は、自衛官募集にかかる対象者情報の提供事務の趣旨、目的を踏まえ、請求者の個人情報については自衛隊に提供しない、としている。

本市の個人情報保護条例でも、第38条において、利用停止請求権が規定されている。少なくとも利用停止が請求された場合は、提供しないという措置を講じるべきではないかということについて答弁を求める。

■市民文化スポーツ局長

先ほどお答えいたしましたように、住民基本台帳法では、閲覧というのは認めておりまして、現在本市の対応は、その法にのっとってやっております。

また法解釈上、本人の同意は必要ないという風に理解をしております。

本市の個人情報保護条例の利用停止請求は、個人情報が法令に違反して利用されているときに提供される本人が利用停止や消去を求めるものと理解をしております。いずれにいたしましても、他都市の状況にいたしましては、確認をしたいと思っております。

◎荒川徹議員第3質問（下関北九州道路）

京都市では現にそういう対応をしている。きちっと調査をして適正に対応していただきたい。それを強く要望しておきたい。

次に下関北九州道路について再度お尋ねする。

市長は先ほど政策大綱でも触れてある、民間団体が行ったシンポジウムでもはっきり述べたと言われた。だから批判は当たらないと、そういう市民の批判は当たらないと言われたが、確かに政策大綱には書いてあった。私も読んだ。

その後に出されている「選挙公報」や「選挙活動用の個人ビラ」——これには一切書いていない。だから政策大綱の方が先に出ているわけで、そのあとに出されたものに載っていないということになれば、どういう取り扱いになっているのかと疑問に思うのは当然ではないか。批判は当たらないということについては、私は、やはりそういう風に考えるのが当たり前の感覚ではないかと思うので、そういう批判が現にあるということをきびしく指摘しておきたい。

それで、下関北九州道路について、昨日付の「読売」報道では、橋かトンネルかということについて、「橋が優位になった」というようなこの間のアンケート調査を踏まえて、地元要望として国に早期事業化を要望するという風にしてある。これは、どういう経緯でこういう記事になったのかわからないが、少なくとも明後日調査検討会がある。その調査検討会にのぞむにあたって当日、その場で考えるわけではないので、アンケートはアンケート、市としてはどういう考えを持っているのか、その調査検討会にのぞむにあたって市としてはどういう態度で臨むのか、ということについて、お尋ねしたい。

もう一点、市長は関門トンネル開通60年、関門橋45年の現状を踏まえ、災害時の代替

機能確保ということで必要であると言われるが、私たちは何度もネクスコの見解を紹介してきた。実際にネクスコが、現在の関門橋と関門トンネルについて、具体的な安全上の問題を何か挙げているのか。このことをどう把握しているか、お尋ねしたい。

■建築都市局長

まず、最初のご質問でございます。

今年度の調査につきましては、構造形式の中では昨年度の取りまとめた成果をもとに、広くアンケートやヒアリング調査を行ったところでございます。

取りまとめに向けてこれがあろう、3月8日の日に、検討会取りまとめに向けての作業なんですけれども、まず、市民の意見とか企業のニーズがどこの部分に重きが置かれているか、そういうことを注目して取りまとめていきたいという風に考えていきたいと考えております。

構造形式によりまして、例えばトンネルになりますと、タンクローリーとかいう可燃物が運べない、橋梁になると過重制限があると、そういったあろう、すべてがどちらも通れるというものではないので、そういった部分のどこにウエイトを置くかという風なところのアンケート、企業のニーズ、そういった部分を注目して、最も使いやすい道路はどれなのか、ということを考えていきたいと思っております。

それと、ネクスコの方で問題があるのかということですが、ネクスコ、現在しっかり維持管理をされております。ただ、整備後相当な期間がたっておりますので、リニューアル工事、リフレッシュ工事というのをやっております。熊本地震の後ですね、しばらく工事が止まっておりましたけれども、ネクスコの方に聞きますとまたリフレッシュ工事の方が再開されると、聞いております。現時点ではトンネルの換気設備の交換、更新の工事、それと門司港と門司インターの間の関門道、関門自動車道の橋梁の床板の更新工事、こういったのをやられております。問題があるというのではなくて、問題が起こる前に、ネクスコの方は計画的に補修をされておる。そういう風に認識しております。

◎荒川徹議員第4質問（下関北九州道路）

8日の調査検討会に向けて、何も白紙状態で参加するということをおっしゃっているんでしょうか。私がいろいろお尋ねする中で認識しているのは、下北道路の整備について、いよいよ計画段階評価に引き上げるように政府等に求めていくわけでしょう。その際にはそれに見合う具体的な様々な検討もしたうえで、要望していくわけではないのか。いまから検討するのか？明後日の会議の中で「どうしましょうか」と検討するのか？恐らく市としてはそういうことではなくて、これまで様々な角度から検討してこられたらと思うが、今のお話では今からどうしようかという検討をするような口ぶりでおっしゃったが、そうなのか。もう1回その点について尋ねておきたい。

それから、建設費と維持管理にかかる財政負担については、これからいろいろ明らかになってくるということで（あるとしても）、前提条件を持っていないのか。例えばこれ以上費用がかかれば北九州市の今の財政状態では持たないとか、せめてこれの範囲でなければでき

ないとかいうことを持って臨むのが普通じゃないかと思うのだが、財政局ともそのあたりは、すり合わせなどはしてないのか。お尋ねする。

■建築都市局長

私共はトンネルなのか、橋梁なのか、全くニュートラルな状態でございます。

どちらでも良いというか、それぞれ使う方にとって、市民にとって一番いい構造形式は何かということ判断していきたいという風に考えております。事前にこれがいいとか、これに持っていくとかいう考えはございません。

それと財政についても市の負担はできるだけ負担が少ない方がよいというのは当然でございます。それに向けてどういう風にしていくことが良いのか、それでPFI的手法とか、有料道路事業とか、こういったものをベストミックスしてどういう風になるのか。

まずはそのへんが決まらないとお話できませんけども、そのへんがまず、そこについてはいくらでも良いということではなくて、できるだけ市の負担を少なくすると、いう風な方向で臨んでいるところです。

◎荒川徹議員第5質問（下関北九州道路）

新聞の書きぶりでは、3月8日の日に決まると、それをもって国に整備促進を要望していくという風になっている。これは事実誤認があるということなのか。

■建築都市局長

3月8日に決めていくと、こういう方向だね、という形のものをしていく形になると思います。その時にいろんな検討資料等に意見があれば、私共は意見を述べていきたいという風に考えております。

◎荒川徹議員第6質問（下関北九州道路）

この問題はまた、今後調査報告書が出されるということなんで、しっかり議論をしていきたいと思いますが、今の北九州市の財政状況等を考えると、これだけの規模の事業が、今後の財政にとっても、そのことがひいては市民生活に様々な影響が出てくるということをとってみても、これは看過できる問題ではないということ、改めて指摘しておきたい。

（子ども医療費助成制度）

時間がないので、あと2つ。

子ども医療費助成制度の改善について、再度お尋ねする。

先ほど、子ども家庭局長が答弁したが、市長選挙の際の政策大綱は、局長書かれましたか？局長の作文でしょうか？

■子ども家庭局長

市長の政策大綱ですので、私は一切……っておりません。

◎荒川徹議員第7質問（子ども医療費助成制度）

では市長、先ほど私が第一質問でお尋ねしたことについて、どういうことを意味しているのか、分かりやすくお答えいただきたい。

■市長

政策大綱は自分の分析でまとめたものであります。この点についてもそうであります。

これまでも関係方面に要望を重ねてきているわけではありますが、引き続いて大変多額の財源を必要とするということもありまして、引き続き国や県へ要望しながら検討する、政策大綱に書かれているとおりであります。

◎荒川徹議員第8質問（国民健康保険）

今までと明らかに表現の仕方が違うんですよ。あの表現見ると、やっぱり有権者は期待すると思う。私も期待した。ぜひそれは期待に応えて実行していただきたい、ということをご強く要望しておきたい。

最後に国民健康保険料についてお尋ねする。

本市は国保の多子減免、これを所得割の部分で実施しているということでもあります。

一方で岩手県の宮古市では、わが党の議員の質問に答えて子どもの均等割り減免、これを0歳児から18歳まで子どもの均等割を完全免除と、平成31年度、2019年度から実施することを表明したという風になっているが、本市においても少子化対策という点も念頭に置いて、他の被保険者に影響のない形で、こういう改善を行ってはどうかと思うが、答弁を。

■保健福祉局長

保険制度の基本でございますが、受益を受ける方全員で保険料を賄いあうという制度が基本でございますので、他都市のそういう事例も承知しておりますが、なかなか本市の現状でそれを導入するというのは難しい、こういう風に認識しております。

◎荒川徹議員第9質問

いずれにしても市長の生活実態に寄り添った市政を進めていただきたい、ということをご要望して終わります。

以上